

防火設備定期検査報告に関するQ&A

以下は東京都都市整備局のホームページにある『防火設備定期検査報告に関するQ&A』と、東京都防災・建築まちづくりセンターのホームページにある『よくある質問（Q&A）』から、ご案内に関連する内容を抜粋したものです。
 ご不明の場合は特定行政庁にお問い合わせください。

凡例
 建築基準法：法
 建築基準法施行令：令
 国土交通省告示：国告示
 東京都建築基準法施行細則：都細則

番号	質問	回答	参考
1	消防法の点検を行っているので、検査・報告を実施しなくてもいいか。	防火設備定期検査報告は、建築基準法第12条第3項に基づく検査制度で、消防法に基づく点検とは異なるものです。火災時に防火設備が確実に作動するよう適切な維持保全を図るために、専門家によって防火設備の作動状況を十分に検査する必要があります。	H28国告示第723号
2	特定建築物定期調査報告を提出しているのに、防火設備定期検査報告は提出しなくてよいか。	特定建築物定期調査報告では、防火区画に対応した防火設備の設置の状況や常時閉鎖式の防火設備の維持管理状況について調査を行います。防火設備定期検査報告では、随時閉鎖式の防火設備の作動状況等の検査を行います。このように、各報告制度によって調査・検査対象が異なりますので、建築物に設置された防火設備に応じて、必要な報告をお願いします。	H20都告示第443号 H28国告示第723号
3	報告しなかった場合に罰則はあるのか。	所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）が報告をしない、または虚偽の報告をした場合は100万円以下の罰金と規定されております。	法第101条
4	どこに防火設備検査を依頼すればよいか。	防火設備の検査を出来る者は、一級建築士・二級建築士・防火設備検査員です。建築士や防火設備のメーカーなどにご相談ください。	
5	検査者を紹介してもらうことは可能か。	検査者の紹介は行っておりません。特定建築物の調査会社等が防火設備の検査を行っている場合もありますのでご確認ください。	
6	管理者とは誰を指すのか。	法的に明確な規定はありません。しかしながら、“当該建築物の維持管理、長期修繕計画等に対して、金銭面を含め、主体的に関与しているもの”が、法でいう「管理者」であると考えています。	
7	所有者と管理者が異なる場合、報告者はどちらになるのか。	管理者が報告者となります。	法第12条

番号	質 問	回 答	参 考
8	共同住宅の管理室にシャッターが設置されているが、検査・報告の対象となるか。	管理上設置したものではなく、建築基準法（東京都建築安全条例や消防法等の建築基準関係規定を含む。）に基づき設置された随時閉鎖又は作動をできる防火設備であれば、検査・報告の対象となります。	
9	閉鎖したままの防火設備（防火扉、防火シャッター）も検査し報告しなくてはならないのか。	防火設備が常時閉鎖した状態で維持管理されている場合は、定期検査報告の対象としなくても構いませんが、定期報告書に添付する図面にその旨を記載してください。なお、再度、随時閉鎖の防火設備として使用する場合は、使用前に所要の検査を実施し、適切に作動するかを確認してください。	
10	建物内に複数のメーカーのシャッターが設置されているが、メーカー毎に報告することができるか。	特定建築物・防火設備・建築設備については、原則、建築基準法上の棟毎に報告をしていただいております。一つの建物に対して一つの報告となるようにしてください。	
11	点検口がないが、検査しなくてもよいか。	点検口を設置し、国告示で定める検査項目・方法等に則り、検査を実施してください。	
12	消防点検と防火設備検査を兼ねてもよいか。	感知器には、自動火災報知設備と防火設備で兼用しているものがあるため、消防点検と連携して検査することも可能です。	
13	共同住宅の住戸内にある防火設備は対象か。	対象外となります。（サービス付き高齢者向け住宅等除く）	都細則第10条
14	案内の送付先を管理会社にしてもらいたい。	管理会社は変更が多いことから、原則は管理者にお送りすることになっております。	
15	防火設備定期検査報告の検査項目が知りたい。	東京都防災・建築まちづくりセンターのホームページより検査項目・検査方法等（平成28年告示第723号）がダウンロードできますのでご参照ください。検査方法の詳細は検査資格者にご確認ください。	